

1 審査会の結論

四日市市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和４年８月２５日付け四病総第６３号で行った個人情報非中止決定（整理番号第２号）は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）に基づいて令和４年８月１８日付けで行った個人情報中止請求（整理番号第２号）に対し、実施機関が令和４年８月２５日付けで行った上記の個人情報非中止決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、個人情報の提供の中止を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 私のカルテを実施機関が削除するまでの間、実施機関から他のところへ提供するのはプライバシーの侵害になるためやめてほしい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 個人情報の利用又は提供の中止については、条例第３３条において、条例第９条の規定に違反し、目的の範囲を超えて個人情報が利用され、又は提供されたと認められたときに、中止請求に係る個人情報の利用又は提供を中止すると規定されている。

今回中止請求のあった個人情報については、医療の提供に必要な範囲内で利用されており、条例第９条の規定に違反しているとは言えないため、中止しない。

5 審査会の判断

- (1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 個人情報の提供中止の該当性について

条例上、「実施機関は、中止請求があった場合、当該中止請求に理由があると認めるときは、当該中止請求に係る個人情報の」「提供の中止をするものとする。」とされている（条例第33条）。そして、個人情報の提供の中止の請求をする際には、「条例第9条」「の規定に違反して自己の個人情報が」「提供されたと認めたときは、当該個人情報の」「提供の中止の請求をすることができる」とされており、（条例第31条第1項）、条例第9条では、実施機関が個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を実施機関以外のものに提供することを禁止している。そのため、条例上、実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を実施機関以外のものに提供された場合には、個人情報の提供を中止すべきと考えられる。

当審査会にて審査請求人の主張や提出された資料を確認したが、審査請求人が実施機関で医療行為を受けた際に作成されたカルテの提供中止を請求しているが、これまでに実施機関が審査請求人のカルテを医療行為の目的以外で実施機関以外のものに提供した事情は伺われず、今後も審査請求人の医療行為以外の目的でカルテを実施機関以外のものに提供する事情も伺われなかった。

したがって、本件では、実施機関が個人情報の提供を中止すべきではないものと思料する。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年11月1日	・ 諮問書受理

令和 6 年 1 0 月 1 5 日	・ 審議（令和 6 年度第 5 回審査会合議体）
令和 7 年 1 月 1 4 日	・ 審議（令和 6 年度第 6 回審査会合議体）
令和 7 年 3 月 5 日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 (令和 6 年度第 7 回審査会合議体)
令和 7 年 4 月 2 2 日	・ 審議（令和 7 年度第 1 回審査会合議体）
令和 7 年 6 月 1 3 日	・ 答申

経緯（参考）

令和 4 年 8 月 1 8 日 個人情報中止請求

令和 4 年 8 月 2 5 日 個人情報非中止決定

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 審査請求

令和 4 年 1 2 月 2 3 日 弁明書

令和 5 年 1 0 月 1 1 日 反論書